

## 意見書

次の4件の意見書が提出されましたが、いずれも賛成少数で否決されました。

## ◆意見書案第8号

オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書

## ◆意見書案第9号

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書

## ◆意見書案第10号

学校給食の無料化を求める意見書

## ◆意見書案第11号

「共謀罪」(テロ等準備罪)の廃案を求める意見書

## 討論

## 深見 迪 議員

私は、議案第36号「標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」に反対の立場から討論を行います。

今回の条例の一部「改正」は、国民健康保険事業の都道府県化で、保険者が市町村から北海道と市町村の共同運営により行われるものですが、端的に言えば保険税率の上昇がその内容であります。

北海道の国保運営方針では、「決算補てん等を目的とした法定外一般会計繰入等について、解消・削減すべき赤字として、段階的な解消に取り組み」とあります。つまり、高すぎる国民健康保険税を抑え、町民の負担を減らし国保税の値上げを行わないで来た町民の命と暮らしを守る本町の施策が、国保の都道府県化により段階的に実施しなくなるという提案でありません。具体的に言えば、今まで年平均約7,000万円

の一般会計の法定外の繰り入れを7年間にわたって段階的にやめるといふことです。このことにより、年約1,000万円の国保税の住民負担が、7年間毎年増え続けることとなります。

国保に加入している町民の約74%が300万円以下の所得階級です。29年度の税額では所得階級250万円〜300万円以下の世帯で年1万3,224円の値上げになります。所得階級0円の方でも年542円の値上げになります。この値上げ額は毎年上がり続けます。今でも厳しい生活の中で、命を守る最後の砦である国保税が値上がりになることは許されないと考えます。

北海道は道議会の質問の中で、「法定外繰入は市町村の判断で行われるもの」と答弁しています。法定外一般会計の繰り入れの解消に取り組みとしながら、依然として国保税の決定権は市町村にあると回答しています。

本町では、町の独自の施策により一般会計からの法定外繰入を行ってきましたが、それでも27年度の決算

では、徴収をあきらめたいわゆる不能欠損額は約306万円、納期までに収められていないいわゆる収入未済額は前年度分まで入ると約5,700万円もあります。改善されたと言え、27年度の納入率は84.1%です。

このような現状の中で、国保税の税率を上げれば町民の生活は一層苦しくなり、収入未済額も増加すると考えます。国保事業が都道府県化されても町が提案し議会も認めてきた一般会計からの法定外繰入を行ってきた本町の命と暮らしを守る施策は変わらないと考えます。よって、私は本議案に反対の意見を述べて討論と致します。

## 第二回臨時会

(4月26日)

第一回臨時会では、2件の選任と2件の専決処分が提案され、承認されました。

## 選任

## ◆選任第1号

常任委員会委員の選任について

総務経済委員会7名・厚生文教委員会6名が選任されました。(最終ページの常任委員会構成を参照ください。)

## ◆選任第2号

議会運営委員会委員の選任について

議会運営委員会委員が選任されました。(最終ページの常任委員会構成を参照ください。)

## 専決処分

## ◆報告第1号

「標茶町税条例の一部を改正する条例」

各税項目において関係法令改正による規定整理等です。

## ◆報告第2号

「標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

軽減措置に係る軽減判定所得等の算定方法の変更と関係法令の改正による規定整理です。